

## ぎふ若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内企業等のリーダー的人材を確保することを目的として、大学の卒業者等に対し、奨学金の返還に要する経費について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金及び第2種奨学金並びに岐阜県選奨生奨学金（高校生を対象にするものを除く。）をいう。
- (2) 奨学金貸与機関 独立行政法人日本学生支援機構及び岐阜県をいう。
- (3) 登録者 大学等の学生であるときに奨学金の貸与を受けている者であって、本制度に登録する者として知事が認定したものをいう。
- (4) 支援対象者 登録者であって、奨学金の返還を支援する者として知事が認定したものをいう。
- (5) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等専門学校専攻科及び専修学校専門課程をいう。
- (6) 学生 大学等に在籍する者をいう。
- (7) 既卒者 大学等を卒業した者（現に正規雇用により県内で雇用されている者を除く。）をいう。
- (8) 正規雇用 次の全てに該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者として雇用される者でないこと。
  - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と同じ所定労働時間であること。
  - エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給及び昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (9) 支援実施企業 県内の事業所等で正規雇用により就業する従業員を採用する企業等であって、別に定める登録をしたものをいう。
- (10) 市町村合同事業 本補助金に市町村が定める額を加えて実施する事業をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、支援対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金（高等専門学校の在学時に貸与を受けた奨学金については、第4学年又は第5学年在学時に貸与を受けたものに限る。）の返還に要する経費（入学時の一時金及び利子分を除く。）とする。

(登録者の要件)

第4条 登録者は、次の各号に該当し、かつ、別表1に該当する者とする。

- (1) 登録申請の日の属する年度の末日において35歳未満であること。
  - (2) 登録申請時に、就職を予定する支援実施企業から内定を受けていないこと。
  - (3) 登録を申請した採用年度の末日までに支援実施企業に正規雇用により就職し、6年以上就業する見込みであること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者になることができない。
- (1) 本制度以外の奨学金の返還支援制度（市町村合同事業の対象となる制度を除く。）を利用している場合又は利用を予定している場合
  - (2) 過去に本制度の補助金の交付を受けたことがある場合

(登録申請)

第5条 登録者の認定を受けようとする者は、別に定める期間内に、登録申請書（様式第1号）に別表2に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 市町村合同事業においては、知事は、前項の規定による申請があったことについて、登録申請通知書（様式第2号）により関係市町村長に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、関係市町村長は、市町村合同事業の登録者とすることを承認するときは、登録承認通知書（様式第3号）により知事に通知しなければならない。
- 4 知事は、登録者の認定をしたときは、登録書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 5 市町村合同事業においては、知事は、前項の認定について登録書により申請者に通知するとともに、登録通知書（様式第5号）により関係市町村長に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条第1項の規定による申請をした者は、申請内容に変更があったときは、速やかに登録変更届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、登録者の認定を取り消すとともに、登録取消通知書（様式第7号）により登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者の認定を辞退する場合
  - (2) 奨学金貸与機関に奨学金の貸与を取り消された場合
  - (3) 奨学金の返還を滞納した場合
  - (4) 大学等を留年することが決まった場合若しくは1年を超える休学をする場合又は大学等から停学の処分を受けた場合
  - (5) 大学等を退学した場合
- 2 市町村合同事業においては、知事は、前項の規定による取消しについて、登録取消通知書により登録者及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による取消しがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第5条第1項の規定による申請をすることができない。

- (1) 第1項第3号に該当する場合であつて、滞納額がなくなったとき。
- (2) 第1項第4号に該当する場合であつて、次のいずれかに該当するとき。
  - ア 留年することが決まった場合であつて、当該年度が終了したとき。
  - イ 1年を超える休学をする場合であつて、復学したとき。
- (3) 第1項第5号に該当する場合であつて、再度大学等に入学し、第4条第1項に定める要件を満たしたとき。

(支援対象者の認定申請)

- 第8条 支援対象者の認定を受けようとする者は、支援実施企業に就職した日から1か月以内に、支援対象者認定申請書(様式第8号)により、知事に申請しなければならない。
- 2 市町村合同事業においては、知事は、前項の規定による申請があつたことについて、支援対象者認定申請通知書(様式第9号)により関係市町村長に通知するものとする。
  - 3 前項の場合において、関係市町村長は、市町村合同事業の支援対象者とすることを承認するときは、支援対象者承認通知書(様式第10号)により知事に通知しなければならない。
  - 4 知事は、支援対象者の認定をしたときは、支援対象者認定書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。
  - 5 市町村合同事業においては、知事は、前項の認定について支援対象者認定書により申請者に通知するとともに、支援対象者認定通知書(様式第12号)により関係市町村長に通知するものとする。

(支援対象者認定申請内容の変更)

- 第9条 前条第1項の規定による申請をした者は、申請内容に変更があつたときは、速やかに支援対象者認定変更届(様式第13号)により知事に届け出なければならない。

(支援対象者の認定の取消し)

- 第10条 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、支援対象者の認定を取り消すとともに、支援対象者認定取消通知書(様式第14号)により支援対象者に通知するものとする。
- (1) 支援対象者の認定を辞退する場合
  - (2) 奨学金の返還残額のうち元金の全額を返還した場合
  - (3) 奨学金の返還を滞納した場合
  - (4) 他の企業等に転籍を伴う出向をした場合
  - (5) 県外で就業した期間、他の企業等に転籍を伴わない出向をした期間及び他の企業等に派遣されていた期間の合計が24か月を超えた場合
  - (6) 退職し、又は解雇された場合
- 2 前項の規定は、支援対象者が勤務する支援実施企業に対し、知事が別に定める支援実施企業の登録の取消しを行った場合について準用する。ただし、当該支援対象者が採用された年度の翌年度以降に支援実施企業の登録の取消しを行った場合は、この限りでない。
  - 3 市町村合同事業においては、知事は、前2項の規定による支援対象者の認定の取消し

について支援対象者認定取消通知書により支援対象者及び関係市町村長に通知するものとする。

(就業状況の報告)

第11条 支援対象者は、補助金の交付が終了するまでの間、毎年、別に定める期間内に就業状況報告書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第12条 支援対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、支援実施企業において就業した期間(当該期間中に第10条第1項(5)に規定する期間がある場合は、これを除いた期間)を通算して3年又は6年を経過した日から1か月以内に、補助金交付申請兼実績報告書(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 元金の返還残額、返還方法及び将来の1回当たりの返還額が分かるもの
  - (2) 補助金の支払に関する同意書(様式第17号)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第10条第1項(5)に規定する期間は、それぞれ該当する事実が発生するごとに計算した期間(1か月未満の端数がある場合には、15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上の場合は1か月として計算した期間)を合計した期間とする。ただし、当該期間は、24か月を超えることができない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請を適正と認めるときは、交付決定兼補助金額確定通知書(様式第18号)により支援対象者及び支援対象者が勤務する支援実施企業に通知するとともに、期日を定めて、支援実施企業に対し第14条に規定する企業負担額(当該支援実施企業が負担する額をいう。以下同じ。)の納付を求めるものとする。
- 4 市町村合同事業においては、知事は、第1項の規定による申請を適正と認めるときは、交付決定兼補助金額確定通知書により支援対象者、支援対象者が勤務する支援実施企業及び関係市町村長に通知するとともに、期日を定めて、支援実施企業に対しては企業負担額の、関係市町村長に対しては当該市町村が支援する額の納付を求めるものとする。
- 5 前項の場合において、関係市町村長が期日までに納付をしないときは、知事は、市町村が納付すべき額を除いた額を補助金額とし、交付決定変更通知書(様式第19号)により支援対象者及び関係市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により支援対象者に通知するものとする。前条第3項又は第4項の規定による支援実施企業からの納付が期日までにないときもまた、同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 第10条第2項の規定により支援対象者の認定が取り消されたとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、支援対象者に交付した補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の額等)

第14条 補助金の額、基準額及び企業負担額は、別表3に定める額とする。

(補助金の支払)

第15条 知事は、第12条第3項又は第4項の規定により支援実施企業及び関係市町村長からの納付があったときは、支援対象者の同意に基づき補助金相当額を奨学金貸与機関に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第5項の規定により交付決定を変更したときは、知事は、市町村が納付すべき額を除いた額を奨学金貸与機関に支払うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

	登録者の登録要件
登録申請時に学生である場合	次の全てに該当する者とする。 （1）登録申請時に奨学金の貸与を受けていること又は返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。 （2）登録申請日の属する年度の翌年度の末日までに大学等を卒業する見込みであること。
登録申請時に既卒者である場合	登録申請時に奨学金の返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。

別表2（第5条関係）

	登録者の登録申請時に提出する資料
登録申請時に学生である場合	（1）奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることが分かるもの （2）在学証明書（在学中の大学等の名称、学部及び学年が分かるもので、3か月以内に発行されたもの） （3）その他知事が必要と認める書類
登録申請時に既卒者である場合	（1）奨学金の返還残額証明書又はこれに準ずる書類 （2）卒業証明書（卒業した大学等の名称及び学部が分かるもので、3か月以内に発行されたもの） （3）その他知事が必要と認める書類

別表3（第14条関係）

学校区分	基準額	補助金の額	企業負担額
大学院、大学、高等専門学校専攻科	<p>(1) 支援対象者1人当たり150万円、100万円又は60万円のうち、支援実施企業が登録時に設定したいずれかの額</p> <p>(2) 市町村合同事業においては、上記の額に当該市町村が定める額を加えた額</p>	支援実施企業で3年間就業したとき及び6年間就業したときにおいて、それぞれ基準額に2分の1を乗じて得た額と、第12条第1項に定める補助金交付申請兼実績報告書が提出された日を含む月の翌月末日における奨学金返還残額（この表において「返還残額」という。）とを比較して少ない方の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）	<p>(1) 左に規定する補助金の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 市町村合同事業においては、左に規定する補助金の額から当該市町村が定める額（当該補助金の額が返還残額となる場合は、返還残額に基準額に占める当該市町村が定める額の割合を乗じて得た額）を除いた額に2分の1を乗じて得た額</p>
短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程	<p>(1) 支援対象者1人当たり75万円、50万円又は30万円のうち、支援実施企業が登録時に設定したいずれかの額</p> <p>(2) 市町村合同事業においては、上記の額に当該市町村が定める額を加えた額</p>	支援実施企業で3年間就業したとき及び6年間就業したときにおいて、それぞれ基準額に2分の1を乗じて得た額と、第12条第1項に定める補助金交付申請兼実績報告書が提出された日を含む月の翌月末日における奨学金返還残額（この表において「返還残額」という。）とを比較して少ない方の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）	<p>(1) 左に規定する補助金の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 市町村合同事業においては、左に規定する補助金の額から当該市町村が定める額（当該補助金の額が返還残額となる場合は、返還残額に基準額に占める当該市町村が定める額の割合を乗じて得た額）を除いた額に2分の1を乗じて得た額</p>